篠 監 公 表 第 2 号 平成 26 年 10 月 23 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成26年9月1日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果 (平成26年9月1日提出分)

平成26年10月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成26年9月1日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」 という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市*****

氏 名 *********

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

平成25年度の「篠山市議会政務活動費」から堀毛議員、木戸議員、国里議員が支払った別紙(領収書)の新聞購読料を資料作成・購入費として支出した。

条例の趣旨

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項 及び第15項の規定に基づき、篠山市議会議員の調査研究その他の活動に資す るため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項 を定めるものとする。

第2条 この条例において「政務活動」とは、会派活動(議会内の議員で構成する団体として、政策立案、政策提言、調査研究、住民意思の把握、広報広聴活動等を主体的に実施するとともに、会派に所属する議員が会派の職務を果たすための活動をいう。)及び議員活動(政策立案、政策提言、調査研究、住民意思の把握、広報広聴活動等の活動をいう。)をいう。ただし、政党活動、後援会活動等の選挙活動等を除く。

一般紙が国民各層に広く浸透し、あるいは篠山市の大多数の家庭で購読されている状況を考慮すると、その購読は、市議会議員が広範な見識を得るためや専門的知識を深めるために利用するというよりはむしろ、一個人として誰もが日常的に行なう基本的な情報収集活動の一つであると判断するのが妥当である。

また、新聞が議員の自宅に配達され、自宅で購読していることが領収書から推認される。たとえ新聞の購読が一個人の日常の情報収集の範囲を超えて議員としての政務調査活動に寄与することがあるにしても、新聞の公的利用と私的利用との境界か判然としない。

政務活動費は、法第 100 条第 13 項の規定に基づく交付金であるが、これは本質的には法第 232 条の 2 に規定される補助金であることに変わりはなく、その支出にあたっては「客観的にも公益上必要であると認められなければならない」(昭和 28 年 6 月 29 日、行政実例)とされているところであり、公費であ

る政務活動費交付金を、私的利用と明確に区分し得ない活動に充てることが容認されるとすれば、市議会が政務活動費交付金を条例で制定した当初からの理念である「使途の透明性と市民への説明責任」は到底達せられるものではないと判断される。

政務活動費を原資として購入した新聞は、調査研究のための資料であり公文書として、一定期間の保存が義務づけられています。 市民の税金を元にして、議員活動の資料作成のために購入されたものです。

公文書であり資料ですので、一定期間の保存が義務づけられています。よって購読した新聞一年分の提出を求めます。

公金で支出されたものであり提出されない場合は、新聞代金の返還を求めます。 会派の政務調査費収支報告書に「資料作成・購入費」の支出欄に数字の記載は あるものの、領収書が添付されていない。その他の議員にも新聞購読をしてい る議員がいる場合には同様の措置を求めます。

以上について市長に『各議員(会派)の不当利益として返還させ、市に賠償させる』措置を求める。

(2) 事実を証する書面

- ア. 政務活動費支出書(会派名 破竹会、支出科目 資料購入費、支出日 平成 26年03月31日、支出内容 公明新聞購読料2013年4月~2014年3月分)
- イ. 政務活動費支出書(会派名 破竹会、支出科目 資料購入費、支出日平成26年02月24日、支出先 丹波新聞社、支出内容 平成25年4月~平成26年2月の新聞購読料)
- ウ. 政務活動費支出書(会派名 破竹会、支出科目 資料購入費、支出日 平成 26年03月31日、支出内容 2013年4月~2014年3月の日経新聞購読料)
- 工. 政務活動費支出書(会派名 破竹会、支出科目 資料購入費、支出日 平成 26年03月31日、支出内容 平成25年10月~平成26年3月の神戸新聞購読料)
- 才. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成26年4月23日、支出内容 新聞代3,007円/月×12ヶ月分、支出 先 神戸新聞)
- 力. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年4月21日、支出先 丹波新聞)
- キ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年5月25日、支出先 丹波新聞)
- 夕. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年6月22日、支出先 丹波新聞)

- ケ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年7月27日、支出先 丹波新聞)
- 可. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、支出日 平成25年8月25日、支出先 丹波新聞)
- サ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年9月28日、支出先 丹波新聞)
- シ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年10月27日、支出先 丹波新聞)
- ス. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年11月24日、支出先 丹波新聞)
- 七. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成25年12月22日、支出先 丹波新聞)
- ソ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成26年1月24日、支出先 丹波新聞)
- 夕. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成26年2月22日、支出先 丹波新聞)
- チ. 政務活動費支出書(会派無所属議員名 木戸貞一、支出科目 資料購入費、 支出日 平成26年3月29日、支出先 丹波新聞)

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと 認め、平成26年9月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査において、議会選出監査委員である恒田正美監査委員は、自治 法第199条の2の規定により除斥とした。

2 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 篠山市議会政務活動費から支出された新聞購読料が篠山市議会政務活動費の交付に関する条例、使途基準にそぐわない支出であるかどうかについて

3 監查対象部局

議会事務局

4 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成26年10月1日に議会事務局の関係 職員から陳述の聴取をした。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成26年10月3日に証拠 の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠(追加証拠)として、下記の文書が提出された。

ア. 住民監査請求監査結果 (大館市 平成16年3月30日提出分)

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。 したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

- ア. 堀毛隆宏議員及び國里修久議員は平成25年度については会派破竹会に所属 しており堀毛隆宏議員にあっては会派の代表者である。
- イ. 木戸貞一議員は平成25年度については会派無所属議員である。
- ウ. 市は自治法第100条第14項及び15項の規定に基づき、篠山市議会政務活動費の交付に関する条例及び篠山市議会政務活動費の交付に関する規則を制定し会派又は議員に対し議会の議員の調査研究その他活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付している。
- エ. 政務活動費の使途基準については、篠山市議会政務活動費の交付に関する 条例第6条で「別表に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げるとおりとし、市 政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充て てはならない。」と規定されており、具体的な内容は別表(第6条関係)政務活 動費使途基準に定められている。
- オ.破竹会に対する政務活動費の交付手続きは、平成25年4月9日付で政務活動費 交付申請書が篠山市議会議長経由で篠山市長に提出され、平成25年4月25日付 で篠山市長より政務活動費交付決定通知書が破竹会代表堀毛隆宏議員に通知 され、平成26年3月31日付で平成25年度政務活動費収支報告書が破竹会代表者 堀毛隆宏議員(経理責任者により作成)から篠山市議会議長あてに報告されて いる。

- カ. 木戸貞一議員に対する政務活動費の交付手続きは、平成25年4月11日付で政務活動費交付申請書が篠山市議会議長経由で篠山市長に提出され、平成25年4月25日付で篠山市長より政務活動費交付決定通知書が木戸貞一議員に通知され、平成26年3月31日付で平成25年度政務活動費収支報告書が木戸貞一議員から篠山市議会議長あてに報告されている。
- キ.会派破竹会の平成25年度政務活動費収支報告書にある新聞雑誌購読料は221,798円であり、このうち堀毛隆宏議員については平成25年4月から平成26年3月までの公明新聞購読料として22,020円、平成25年4月から平成26年3月までの丹波新聞購読料として13,420円が、また國里修久議員については平成25年4月から平成26年3月までの日本経済新聞購読料として38,616円が、平成25年10月から平成26年3月までの神戸新聞購読料として18,042円が支出されている。また、堀毛隆宏議員については公明新聞及び丹波新聞が、國里修久議員については日本経済新聞及び神戸新聞がそれぞれ自宅へ配達されている。
- ク.会派無所属の木戸貞一議員の平成25年度政務活動費収支報告書にある新聞雑誌購読料については50,724円であり、平成25年4月から平成26年3月までの神戸新聞購読料として36,084円が、平成25年4月から平成26年3月までの丹波新聞購読料として14,640円が支出されている。また、これら神戸新聞及び丹波新聞は自宅へ配達されている。
- ケ. 新聞雑誌購読料として支出があったのは、上記キ、クに加えて会派報市会であり、平成25年7月から平成25年9月までの日本教育新聞購読料として7,875円、ガバナンス購読料として2,400円が支出されている。
- コ. 篠山市議会は、使途基準の運用方針や交付申請から収支報告書等の提出までの諸手続きについて政務活動費の手引き(一部改正:平成24年12月21日)を作成している。
- サ. 政務活動費を充当し購読した新聞の保管状況については、堀毛隆宏議員及 び國里修久議員については必要な記事を切り抜きスクラップするなどして保 管されていた。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、政務活動費からの新聞購読料の支出について、新聞が自宅で購読されていることが公的利用と私的利用との境界が判然とせず政務活動費の交付に関する条例にそぐわないとしている。

また、政務活動費で購読した新聞は調査研究のための資料で、公文書として一 定期間保存が義務づけられており提出されない場合、新聞代金は議員(会派)の 不当利益となるとしている。 これらのことが、不当な公金支出にあたると主張しているので、この点について判断する。

判断(1)

篠山市議会政務活動費の交付に関する条例の別表(第 6 条関係)政務活動費使 途基準において資料購入費の中で「会派等が行う調査研究その他の活動のために 必要な図書、資料等の購入に要する経費」として、新聞購読料が認められている。 また、新聞の購読は調査研究のためであり、会派または会派無所属議員がいかな る新聞を購読するかまたは購読しないかの決定は議員の責任において執行される べきものである。

したがって、政務活動費を一般紙の購読に充てることは必ずしも不当な支出と は言えない。

また、新聞が堀毛隆宏議員、國里修久議員及び木戸貞一議員それぞれの自宅に 配達され自宅で購読しているとのことだが、篠山市議会政務活動費の交付に関す る条例及び別表(第6条関係)政務活動費使途基準においては、新聞の配達場所ま では規定されておらず、また篠山市役所には議員控室があるものの会派に割り当 てられた会派室はなく議員執務を行う場所が確保されていないことから、自宅へ の配達のみをもって私的利用が行われているとまでは言えない。

判断(2)

まず新聞等の取り扱いについては、篠山市情報公開条例では、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」とあり、また「官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものは除く」となっており、政務活動費を充てて購読した新聞については公文書とは言えない。

次に、政務活動費を充てて購読した新聞の保管については条例等に規定はなく、 篠山市議会作成の政務活動費の手引きにおいても購入した図書の保管については 記述があるが、新聞についての取り扱いは定められておらず保存の義務づけについ ては認められなかった。このことは、新聞は日刊や週刊のものが多く、短い周期で 刊行される速報性のある資料であり、長期保存・利用を想定したものとはなってい ないと解する。

よって、不当な支出であるとは認められない。

以上のことから、請求人が篠山市長に対し、議員の不当利益として返還させ、市に賠償させる措置を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 要望

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、事実確認を行った結果、改善を要する点があったので、市長及び議長に対し次のとおり要望する。

1 政務活動費は、条例、規則等に基づき、会派および会派無所属議員の責任に おいて執行されるべきものである。

また、政務活動費は篠山市の公金から支出されており、また全国的にもこの 政務活動費の使途についての疑義が数多く提言されているところであり、今後 は市民に誤解されぬよう政務活動費の使途の透明性を図る観点から、

- ①自宅への新聞配達・購読については、市民からの疑義や誤解を招く恐れがあ るため、配達方法や費用を按分するなど使途基準を明確にすること。
- ②新聞の保管については、図書購入の取り扱いに準じ、議員控室での一定期間 の保管について検討をすること。